

新関西国際空港株式会社 新型インフルエンザ等対策業務計画

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制（第5条－第12条）
- 第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項（第13条－第15条）
- 第4章 その他（第16条・第17条）
- 附則

第1章 総則

（計画の目的）

第1条 本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、新関西国際空港株式会社（以下「会社」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に資することを目的とする。

（基本方針）

第2条 会社は、新型インフルエンザ等の発生前の段階から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまでの段階までの間において、特措法その他の法令、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和6年7月2日閣議決定。以下「政府行動計画」という。）、国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画（令和7年3月28日改定）及び本計画に基づき、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、会社の業務に関する新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期するものとする。

（計画の運用）

第3条 新型インフルエンザ等の流行が国民の生命及び健康や社会経済活動等に与える影響は、病原体の病原性や感染性等に左右されるものであり、現時点で正確に予測することは難しい。このため、政府行動計画においても、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオを想定しているものであるが、本計画においては、従業員の最大40%程度の欠勤を想定することとする。

2 政府行動計画に基づき、本計画上で定める対策は以下の発生段階に応じて実施することとする。

〈発生段階〉

発生段階		状態
準備期		新型インフルエンザ等の発生前の段階
初動期		感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を感知して以降、特措法第15条第1項に規定する新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置されて同法第18条第1項に規定する基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）が定められ、これが実行されるまでの段階
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期	基本的対処方針が実行されて以降、封じ込めを念頭に対応する時期や、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期を経て、特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまでの段階
	病原体の性状等に応じて対応する時期	
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	

(用語の定義)

第4条 本計画において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 新型インフルエンザ等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（特措法第14条の報告に係るものに限る。）及び同条第9項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

(2) 新型インフルエンザ等対策

特措法第15条第1項の規定により同項に規定する政府対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置された時から第21条第1項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。

(3) 新型インフルエンザ等緊急事態措置

特措法第32条第1項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされた時から同条第5項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置をいう。

(4) 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置

特措法第31条の6第1項の規定による公示がされた時から同条第4項の規定により同条第1項に規定する事態が終了した旨の公示がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国及び地方公共団体が特措法の規定により実施する措置をいう。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(新型インフルエンザ等対策本部の設置)

第5条 社長は、内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる政府対策本部（対策本部長 内閣総理大臣）の設置が公示され、国土交通省新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、新型インフルエンザ等に対する会社の対応を協議するため、新型インフルエンザ等対策本部（以下「会社対策本部」という。）を社内に設置する。

2 社長は、前項の規定に関わらず、必要があると認める場合は会社対策本部の設置を指示することができる。

(会社対策本部の長)

第6条 会社対策本部の長（以下「本部長」という。）は、社長とする。但し、社長が感染または濃厚接触者として出勤できない場合の代行者は、会社の規程で定める社長の職務代行者の取り決めによるものとする。

(会社対策本部の構成員)

第7条 会社対策本部の構成員は、本部長、本部員、事務局からなり、本部長は社長、その他対策本部の構成員（以下「本部員」という。）は全常勤役員、関係部署長及び関係部署担当者とする。

(事務局)

第8条 会社対策本部の事務局は、安全管理担当部署が務める。

(会社対策本部の任務)

第9条 会社対策本部の本部長、事務局及び本部員の任務は次のとおりとする。

(1) 本部長は、会社対策本部を総括する。

- (2) 事務局は、会社対策本部の運営を総括する。
- (3) 本部員は、会社対策本部における決定事項を実施し、その状況等を会社対策本部に報告する。

(情報収集及び共有体制)

- 第10条 会社は、準備期において、国内外の新型インフルエンザ等に変異する恐れがある感染症の対応状況や医療体制等に関する情報について、国、地方公共団体、世界保健機関等から情報を入手する体制を整備する。
- 2 会社は、初動期以降、前項において整備した体制の強化を行うとともに、関係機関や利用者、従業員に対して入手した情報を周知する。
 - 3 会社は、新型インフルエンザ等の発生初期において科学的知見が不十分である可能性を踏まえ、状況に応じた情報対応に努めるものとする。

(会社対策本部の解散)

- 第11条 会社対策本部長は、政府対策本部の廃止が国会に報告された場合には、会社対策本部を解散する。
- 2 会社対策本部長は、第5条第2項の規定に基づき会社対策本部を設置した場合であって、会社対策本部で協議する必要がないと判断した時は、会社対策本部を解散する。
 - 3 会社対策本部が解散された後において、新型インフルエンザ等への対応に関し協議する必要が生じた場合は、安全管理担当部署において協議する。

(関係機関との連携)

- 第12条 会社は、準備期において、新型インフルエンザ等対策に関する業務（以下「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を実施するうえで連携が不可欠となる関係事業者等を洗い出すとともに、当該関係事業者等と初動期以降の連携方法について検討する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

(業務内容及び実施方法)

- 第13条 会社は、国からの要請に基づき、空港検疫所等が空港において実施する水際対策等業務が適切に実施できるよう協力するとともに、会社が実施すべき新型インフルエンザ等対策業務を適切に実施する。
- 2 会社は、第2条に示す期間において、前項の対策の適切な実施のため、次に掲げる業務の継続に努める。
 - (1) 滑走路、誘導路、エプロン及び航空灯火施設等の維持管理及び運用業務
 - (2) ライフライン（電力、冷暖房、上下水及び航空機燃料供給施設等）の維持管理及び運用業務
 - (3) 航空保安・警備・消防及び防災業務
 - (4) 前各号に掲げる業務のほか、航空旅客及び貨物の取扱いに関する業務
 - 3 会社は、前項に規定する業務継続に不可欠な資源等の確保に努める。

(人員計画)

- 第14条 会社は、第2条に示す期間において、前条の新型インフルエンザ等対策業務の適切な実施のための体制の確保に努める。
- 2 会社は、第3条の想定に基づき、前条の業務に従事する社員の出勤率が低下した場合に備え、当該業務を経験した社員を予め選定し、当該業務に代替人員として優先的に配置できる体制を整備する。

(感染対策の検討及び実施)

- 第15条 会社は、必要に応じ、利用者に対して新型インフルエンザ等の症状のある者に対する航空機利用の自粛、空港内でのマスク着用等咳エチケットの徹底、不要不急の空港の利用抑制の呼びかけに努めるものとする。
- 2 会社は、準備期において、職場における感染対策を検討し、初動期以降、当該感染対策の実施に

努めるものとする。

第4章 その他

(教育及び訓練の実施)

- 第16条 会社は、準備期において、正しい知識を習得し、従業員へ周知に努め、的確な新型インフルエンザ等対策業務の実施が可能となるように訓練の実施に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策業務についての訓練へ参加するように努めるものとする。
- 2 新型インフルエンザ等対策とその他訓練について共通の措置がある場合には、必要に応じて新型インフルエンザ等対策業務についての訓練とその他訓練とを有機的に連携させるように配慮するものとする。

(計画の見直し)

- 第17条 会社は、適時本計画の内容につき検討を加え、必要があると認める場合には変更するものとし、変更を行った場合は、国土交通大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、関係都道府県知事等に通知するとともに、その要旨の公表を行う。
- 2 前項の計画の変更に当たり、必要があると認める場合は、本計画の下で業務に従事する者等の意見を聴く機会を確保するほか広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

附 則

この計画は、平成26年3月19日から施行する。
この計画は、令和8年2月20日から施行する。